

福島県三春町への移住をお考えの方 お試し暮らしが体験できます

お試し住宅でみはるぐらしを体験しませんか？



名称 町営住宅 かいやま団地  
所在地 福島県田村郡三春町大字貝山字馬場 33 番地  
※最低限度の家電製品等を設置！インターネット環境を整備！

### 利用できる方の要件

(1) 次の全ての要件を満たす単身者

- 1) 町外に住民登録があり、町内への移住希望者であること
- 2) 転勤、婚姻又は住宅購入等による転入予定者でないこと
- 3) 暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者でないこと
- 4) 1ヶ月以上の滞在ができ、利用中に町が指定するイベント(滝桜、盆踊り、秋まつり、ウォーキング、サイクリング等)に参加し、その内容や魅力をSNS(フェイスブック、ツイッター、インスタグラム等)で発信すること

(2) 町の新規就農支援制度を活用する就農希望者(単身者に限る)

### 利用できる期間

利用単位を1ヶ月とし、1年まで利用できます。(就農希望者に限り最長2年まで)

### お試し住宅利用に必要な利用料金等

月額 20,000 円(駐車場代及び共益費、組費、インターネット通信料込み)

※敷金は免除としますが、光熱水費、飲食費、燃料代、交通費、日常生活に係る消耗品並びに備え付けの家電製品等以外に要する費用、利用料金に含まれない通信料は、利用者に負担していただきます。

### 利用上の注意事項

- ・ 犬・猫等のペットを連れての利用はできません。
- ・ 車は、指定場所以外に駐車しないようお願いします。
- ・ 近隣住民との良好な関係に努め、迷惑を及ぼす行為はしないようお願いします。
- ・ 利用者の故意または過失による事故については、利用者の責任となります。
- ・ 利用者の責によりお試し住宅及び附属設備等を損傷又は滅失した場合は、速やかに報告することとし、現状復旧のための費用負担をしていただきます。
- ・ ゴミは決められた袋に入れて、指定日に決められた場所へ置いてください。
- ・ 利用上の注意及び公の秩序に反する行為があった場合は、退去いただきます。



## 書類提出の目安

### お試し暮らし 体験申出書

提出日：お試し住宅  
利用申請書提出の  
10日前



### お試し住宅 利用申請書

提出日：入居(予定)  
日の1ヶ月前



入居(予定)日

## 利用手続きの流れ

1. お試し暮らし体験申出書の提出  
「三春町お試し暮らし体験申出書」に必要事項を記載し、  
お試し住宅利用申請書提出の10日前に提出(郵送または  
持参)してください。

<提出先> 〒963-7796  
福島県田村郡三春町字大町 1-2  
三春町役場 企画政策課 宛

◆暮らし体験等に  
関するお問合せ  
三春町 企画政策課  
0247-62-1122

2. 事前面談  
お試し住宅利用申請前に、お試し暮らし体験申出者と町  
による事前面談(対面又はオンライン)を行います。面談で  
は、滞在の目的や三春町を選んだ理由、情報発信の方法  
などを確認させていただきます。

3. 利用申請書の提出  
事前面談後、お試し住宅の利用を希望する方は、「三春町  
お試し住宅利用申請書(様式第1号)」に記入・押印し、必  
要書類を添付して、入居予定日の1ヶ月前までに提出(郵  
送または持参)してください。

<必要書類>  
①誓約書(様式第2号)  
②緊急連絡人届出書(様式第3号)  
③申請者の身分証明書の写しと住民票  
④緊急連絡人の身分証明書の写しと住民票

<提出先> 〒963-7796  
福島県田村郡三春町字大町 1-2  
三春町役場 建設課 宛

◆お試し住宅に  
関するお問合せ  
三春町 建設課  
0247-62-2113



三春町マスコット  
“こまりん”

4. 利用開始  
利用開始日に鍵の受け渡し及びお試し住宅利用に関する  
注意事項等の説明をします。役場3階 建設課まで  
お越しください。

その他、要綱上の要件を満たす必要がありますので、三春町お試し住宅提供要綱を  
ご確認ください。

ご不明な点は、いつでもお気軽にお問合せください。

# 三春町でお待ちしております！